

沖縄県土木建築部工事成績評定要領

(目的)

第1 この要領は、沖縄県土木建築部の執行する請負工事の工事成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2 評定の対象は、原則として1件の請負金額が500万円を超える請負工事及び当該工事の入札時又は契約締結時に受け付けた技術提案（以下「VE提案」という。）についても行うものとする。

ただし、別表に示す工事で、検査命令権者が必要がないと認めたものについては、評定を省略することができるものとする。

(評定者)

第3 工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、沖縄県土木建築部工事検査要領第2条に定める検査員、主任監督員及び現場監督員とする。

(評定の方法)

第4 成績評定は、工事ごとに独立して行うものとする。

2 評定は、検査時点の状態を対象とし、検査の結果手直しがあった場合、手直しの完了後に再び評定することはしない。

3 工事成績の採点は、別記様式第1「工事成績採点表」及び別紙-1、2、3の「工事成績採点の考査項目の考査別運用表」により行うものとする。

4 細目別評定の採点は、別記様式第2によるものとする。

5 評定結果は、別記様式第3「工事成績評定表」に記録するものとする。

6 評定にあたっては、別紙-4の「留意事項」及び別紙-5「施工プロセスのチェックリスト」を考慮するものとする。また、工事における「工事特性」、「創意工夫」、「社会性等」に関しては、受注者は当該工事における実施状況を提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。

(評定の時期)

第5 検査員である評定者は、完成検査、一部完成検査及び中間検査を実施したとき、主任監督及び現場監督員である評定者は、工事完成時にそれぞれ行うものとする。

(評定表等の提出)

第6 検査員である評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく評定表を契約担当者に提出するものとする。

(評定結果の通知)

第7 契約担当者は、検査員である評定者から評定表等の提出があったときは、当該工事の受注者に対して、評定結果を別に定める沖縄県土木建築部工事成績評定通知実施要領により通知するものとする。

(評定の修正)

第8 契約担当者は、評定結果を通知した後、当該評定を修正する必要があると認める場合は、評定を修正し、当該工事の受注者に通知するものとする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から適用する。

(別表)

工事成績評定を省略することができる工事

工 事	工事の内容
損料工事	損料、賃料の支払い
植栽管理工事	樹木剪定、灌水、施肥等
建築物の解体工事	取り壊し、撤去等
電気、ガス、電話、水道等引込み工事	
その他工事成績評定を行うことが適当でないと認められる工事 (技術管理課長あて協議が必要)	